

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

令和2年4月

公立大学法人熊本県立大学

本学の教職員が、その能力を発揮し、業務と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の一層の整備を行うとともに、男女を問わず活躍できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 : 令和2年4月1日 ~ 令和7年3月31日

2 内容

(1) 子育て・介護を行う教職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 : すべての教職員に対して、妊娠・出産・子育て、介護を支援する制度を周知し、積極的な活用を促進する。

【対策】

- ①特別休暇制度の見直し(令和2年4月施行)を踏まえ、新たに利用可能な制度を追加してパンフレットを改訂する。
- ②パンフレットの配布、学内ポータルサイトなどにより、すべての教職員への積極的な情報提供を行うとともに、所属長に対しては、教職員が取得できる子育て、介護に関する各種制度の周知を図る。
- ③子育て、介護に関する相談窓口を引き続き設置する。

目標2 : 男性教職員が子育て目的で取得可能な休暇制度等の活用を促進する。

【対策】

- ①特別休暇制度の見直し(令和2年4月施行)を踏まえ、新たに利用可能な制度を追加してパンフレットを改訂し、制度の周知を図ることで、男性教職員の積極的な子育て参加を支援する。
- ②男性教職員の育児休業等の取得を促進する。

※国の行動指針では育児休業取得率13%を数値目標としている。

(2) 働き方改革を踏まえた雇用環境の整備

目標3 : 時間外勤務縮減の取組みを推進する。

【対策】

- ①所属長は、適切な勤務時間管理を行うとともに、職員の心身の健康管理に配慮しながら、計画的な業務の進行管理に努める。
- ②引き続きノー残業デー(毎週水曜日)の周知徹底を図る。
- ③時間外労働の上限規制(月45時間、年360時間)を徹底する。
- ④所属長等は、教職員の労働時間の状況を客観的に把握する。

目標4 : 年次有給休暇の取得を促進する。

【対策】

- ①10日以上 of 年次有給休暇が付与される全ての教職員は、5日以上 of 年次有給休暇を取得する。
- ②サマー・ECO・デー(一斉休暇)を実施する。

(3) 女性の活躍推進に関する取組み

目標5 : 常勤教職員に占める女性の割合を20%以上とする。

※県派遣職員は除く。

【対策】

- ①学内で目標を共有し、能力、業績等が同等であると判断された場合は、女性を優先的に採用する。
- ②教職員に対して、男女共同参画及び女性の活躍に関する情報を積極的に提供し、学内の意識の醸成を図る。